

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	東部市税事務所仮庁舎追加空調設置業務
発 注 課	財政局税政部税制課
選 定 事 業 者	株式会社松村組札幌支店
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
札幌市東部市税事務所仮庁舎として使用するため、貸主との間で建物賃貸借契約を締結しており、本件業務は本市が借り受ける施設に対する業務である。 賃貸借契約上、借り受ける施設に対する特定の工事等については、貸主が定めた設計者及び施工者で施工することとされているため、本件業務は契約の相手方が特定され、競争性を考慮する必要がないものとして判断する。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号